

3. 防犯における情報の把握

① 様々な防犯活動の事例

規準 11a 国や自治体の防犯対策や施策・事業についての現状を理解している。

11b 地域の防犯対策や施策・事業についての現状を理解している。

ねらい： 11a② 国内の防犯活動の具体例を知っている。

11b② 自分の住んでいる地域でどのような防犯活動が行われているか知っている。

参考にしたい防犯活動の好事例

地域の防犯活動を検討する際は、国内で実施されている様々な防犯活動の具体的な事例を知ることが大切です。その中から自分たちの地域特性に合った活動事例を参考にして、活動を実施することが必要です。

① 防犯活動の具体例を知るための方法

(1) インターネットを活用して防犯活動の具体例を知る方法

防犯活動は、全国各地で実施されており、その多くは、インターネットを介して公開されています。インターネットには活動の事例をまとめたサイトがあり、それらを活用することで多くの事例を収集することができます。

例えば、警察庁が運営をしている「自主防犯ボランティア活動支援サイト」では、「全国ボランティア団体検索」「自主防犯活動事例」「地域安全安心ステーション事業」というコンテンツがあり、数多くの防犯活動事例を閲覧することができます。また、「各都道府県警による自主防犯ボランティア等の紹介」というリンク集もあり、自分の在住する地域周辺の活動事例を知ることができます。同様に、警視庁では、「大東京防犯ネットワーク」というサイトも運営しており、多くの事例を閲覧することができます。このサイトでは、自主防犯ボランティアの活動だけでなく、東京都の取り組みや、都内の市区町村の取り組みなど、行政レベルの防犯対策についても紹介されています。

参考ホームページ

- ◆ 「自主防犯ボランティア活動支援サイト」(警察庁)

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>

- ◆ 「大東京防犯ネットワーク」(警視庁)

<http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/>

(2) 警察や行政の資料を収集する方法

インターネットを活用することができない場合は、最寄りの警察署や役所に問い合わせるか、総合窓口で「防犯対策や防犯活動の事例がわかる資料をください」と尋ねてみてください。警察や行政が作成した無料の冊子や防犯ハンドブックなどが入手できる場合もあります。

また、自主防犯活動に対する支援の詳細について尋ねるとともに、活動の内容に応じてどのような支援を受けることができるのかについても理解しておくことも大切です。

(3) 防犯協会等の情報誌を定期購読する方法

様々な関係団体等が定期刊行物を発行しています。有料のものもありますが、防犯関連のイベント情報や、他地域の活動事例などの有用な情報が多く掲載されています。

また、各地域に存在する防犯協会からも定期刊行物が発行されている場合もあるので、最寄りの防犯協会に問い合わせ、確認をします。

〔情報誌の例〕

(財) 全国防犯協会連合会「月刊 安心な街に」／(財) 社会安全研究財団「季刊 社会安全」
／警視庁「広報けいしちょう」

(4) 自主防犯ボランティア団体の活動事例発表を聞く方法

警察や行政が主催する防犯関連のシンポジウムや、防犯リーダーやボランティアを対象とした講座などにおいて、自主防犯ボランティア団体のリーダーが活動事例を発表しています。

こうした催しの多くは、警察や自治体が設定している「防犯月間」に合わせて開催されます。開催の情報を入手するには、「警察の生活安全課」や「行政の安全安心まちづくり支援課」などの担当部署に問い合わせや確認を行います。

(5) 地域の掲示板、回覧板、地域新聞などをチェックする方法

自分たちの地域で実施されている活動を知るためには、地域の掲示板・回覧板・地域新聞などをチェックします。こうした地域情報をつかう媒体には、警察や行政や動き、同じ地域で活動している自主防犯ボランティアの様子について紹介されている場合もあり、地域周辺の情報収集に役立てることができます。

②多くの地域に広まっている好事例

(1) 8.3 (ハチサン) 運動

ハチサン運動は、登校時の朝8時頃、下校時の午後3時頃を中心に、通学路周辺などで子どもたちを見守る活動です。町中を歩いて見回るパトロール活動より敷居が低く、玄関先の掃除や庭の手入れ等をしながら活動ができるため、多くの地域住民の協力が期待できます。

(2) ながらパトロール

ながらパトロールは、「買い物をしながら」「犬の散歩をしながら」など、日常的な活動を行いながらのパトロールを行う活動です。

活動者の負担も少なく、多くの地域住民たちの協力が期待できます。

(3) 地域安全マップづくり

地域安全マップづくりは、子どもたちと一緒に地域を歩き、危険な場所と安全な場所をチェックし、地図をつくるという活動です。大人目と子ども目とで、危険箇所をチェックし、改善を検討することで、地域の安全度も高まり、子どもの危険回避能力を育むことに繋がります。

(4) フラワー作戦

フラワー作戦は、学校や通学路の花壇、自宅の玄関先などに花を植え、世話をするという活動です。一見、防犯活動とはかけ離れた活動のように思えますが、花を植えるということは地域の美化につながり、人の手が入り、目が行き届いているという心理が働き、犯罪が起こりにくい地域となります。

このように、花の世話に地域住民が集うと、地域の目が増え、犯罪者は犯罪を実行しにくくなります。さらに、活動を通じて、地域住民たちのコミュニケーションが密になることも、安心・安全なまちづくりにつながると考えられます。

(5) 一軒一灯運動（一戸一灯運動）

一軒一灯運動は、夕方～夜に街頭（特に住宅街）で起こりうる犯罪を防止するために、一軒一軒の家の門灯や玄関灯などを夜間に点灯させておく活動です。犯罪者は「光」を嫌います。暗い場所では身を隠しやすく犯罪を実行しやすいのですが、明るい場所では犯罪は実行しにくくなります。夜間の泥棒対策になることはもちろん、一軒一軒の灯りが数多く集まれば、住宅街は明るくなり、周辺生活道路の安全確保に繋がります。

③地域における子どもを守るための対策

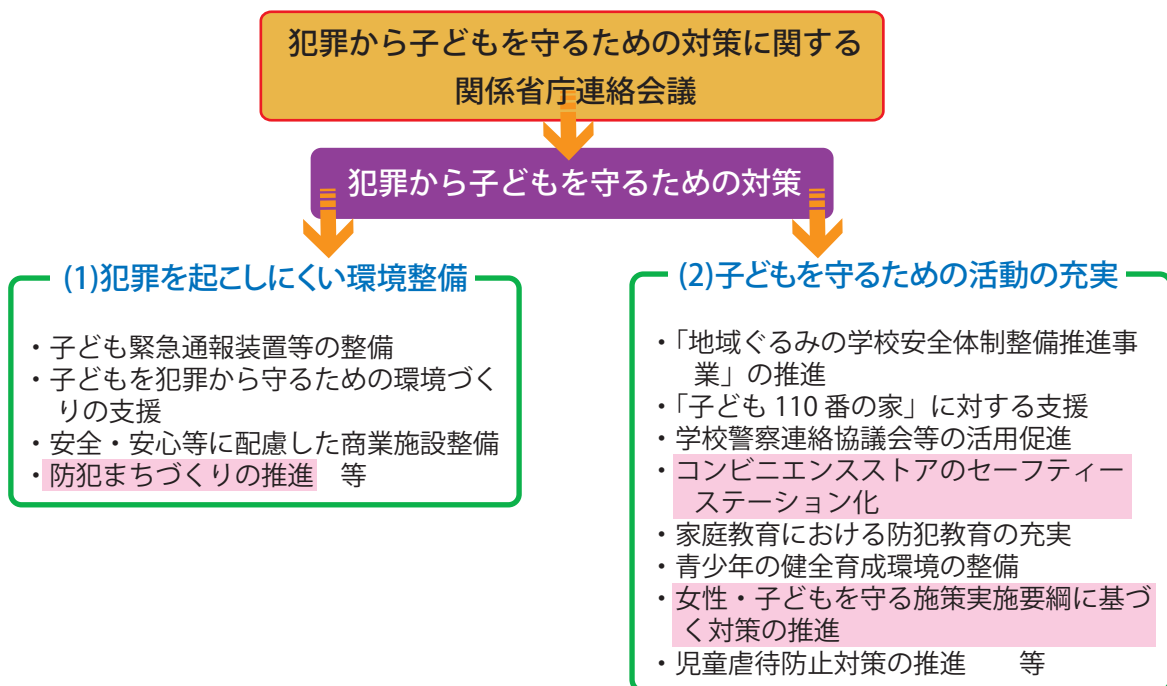
平成17年より、児童を被害者とする事件の続発をうけ、登下校時の安全の確保や、犯罪から子どもを守るための対策が円滑に行われるよう、内閣官房により「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」が設置されています。年に一度開かれるこの会議では、関係各省の行う対策の決定と改訂が行われています。これによると、地域における子どもを守るための対策は、

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

の2つに大きく分類され、それぞれには、以下のような対策や活動が含まれるとされています。

国の進める対策と分類



これらは主に「地域行政」が担う対策ですが、推進する上で自主防犯ボランティアが根底を支えるものもあります。どのような対策や活動に関わることができるか、地域で話し合うことが大切です。

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備の事例

●防犯まちづくりの推進

「防犯まちづくりの推進」は、地域で積極的に関わることでできる対策の一つです。国は、地域特性に応じた防犯まちづくりとして、公共施設等の整備・管理、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消のための照明施設の整備、危険が予想される場所での防犯カメラの設置等を行っています。

そこで、地域の防犯ボランティアは、地域内で危険を感じる場所をチェックし、街灯が必要な暗がり、街灯はあるのに電球が切れている場所、暗くて人目につきにくい公園・駐車場などの状況について自治体に報告し、照明設備や防犯カメラの設置などを検討してもらうことで、防犯まちづくりを推進できます。

(2) 子どもを守るための諸活動の充実の事例

●コンビニエンスストアのセーフティーステーション化

コンビニエンスストア業界をあげて、「まちの安全・安心な生活拠点づくり」に取り組む活動です。具体的には、「女性や子ども等の駆け込みへの対応」「地域・顧客への安全情報の発信・提供」「青少年の近隣住民の迷惑となるたまり場化防止」などが挙げられます。

全国のコンビニエンスストアが、防犯・防災活動及び青少年の健全育成に積極的に関わっていくという活動には国も期待しており、警察庁と経済産業省は活動の全国展開を支援しています。警察庁はコンビニエンスストアに、「子ども 110 番の家」を指定し、警察官や防犯ボランティアが継続的に立ち寄り、地域安全情報を提供する等について協力しています。

地域として、コンビニエンスストアと連携して子どもたちを見守ることは、犯罪被害防止や非行防止につながる活動であるといえます。

●女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進

「女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進」は、「女性・子どもを守る施策実施要綱」（警察庁）に基づいています。この要綱では、「ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進」、「被害に遭った女性・子どもへの支援等」、「防犯に関わる資材の整備等」を掲げています。

具体的には警察は地域に対して、女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供や防犯指導の実施、防犯機器の貸与等を行うとしています。つまり、地域で「女性・子どもを対象とした防犯活動」を行う際は、必ず警察にその旨を届け、協力要請することで、様々な支援を受けることができるといえます。

参考ホームページ

犯罪から子どもを守るための関係省庁連絡会議

<http://www.cas.go.jp/seisaku/kodomo/index.html>



ビデオ教材 (ビデオ→環境に応じた防犯対策)

ビデオを見て、防犯における情報の種類や収集方法についてまとめてみましょう。

② 犯罪発生状況や過去に起きた犯罪の把握

規準 21a 子どもが巻き込まれやすい犯罪の種類や特徴、手口を理解している。

21b 防犯のポイントについて、地域住民や子どもたちに説明することができる。

ねらい： 21a② 過去に起きた犯罪などを調べることができる。

21b② 防犯を目的とした様々なマップの用途や効用を説明できる。(地域安全マップと犯罪発生マップの違いについてなど)

子どもを守る防犯リーダーとして、自分たちの地域特性に合った活動を検討するにあたり、地域の犯罪発生状況について知ることが重要です。自分たちの地域でどんな犯罪が起きているかを知ることが、地域特性を把握することにつながり、より効率的・効果的な防犯活動を実施するための手掛かりになるといえます。

① 自分たちの地域の過去の犯罪事例を知るための方法

(1) 警察のホームページを活用して犯罪発生状況を知る方法

都道府県の警察本部のホームページでは、犯罪発生状況がわかる統計資料や、犯罪発生マップを閲覧することができます。都道府県全体だけではなく、市区町村の状況を把握できる資料もあります。例えば、警視庁のホームページには、「犯罪発生マップ」「犯罪情報マップ」「交通事故発生マップ」があります。「犯罪発生マップ」は、都内各地域の犯罪の発生密度を色彩で表すことにより、どの地区がどのくらい危険なのか、一目で分かるようになっている他、犯罪発生件数の増減傾向も分かるようになっています。

また、「犯罪情報マップ」では、「全刑法犯」「ひったくり」「侵入窃盗」「車上ねらい」「自動車盗」「オートバイ盗」「自転車盗」「粗暴犯」の年間累計を表示しています。

(2) 最寄りの警察署や学校からの情報提供

普段から最寄りの警察署や学校と密にコミュニケーションをとっておくことで、犯罪発生情報や不審者情報などの情報をいち早く入手することができます。情報を入力するだけでなく、防犯リーダーとして得た地域の情報を警察や学校に知らせることで、地域の防犯活動がより円滑に進みます。最寄りの交番では、地域の犯罪発生情報や安全・安心メールなどで入手した情報について、さらに詳しく確認したり、対応策などについて聞くことができます。

(3) 防犯指導支援システムの「防犯特性分析機能」の活用

防犯指導支援システムにアクセスし、マニュアルをよく読みながら「防犯特性分析機能」を活用してみましょう。「防犯特性分析機能」では、全国の安心・安全メールの類を自動的に受信・分析しているので、このデータを用いて、指定する地域の犯罪発生特性を簡易分析することができます。

防犯特性分析機能 <http://www.bouhan.iis.u-tokyo.ac.jp/>

(4) 全国的な統計との比較

自分たちの地域における犯罪発生状況を把握できたら、次に、全国的な統計と比較してみることが大切です。これにより、自分たちの地域と全国的な犯罪発生傾向の違いを知ることができます。

全国的な統計を知るためには、下記「資料」の警察庁のホームページや、警察白書などを参考にします。警察庁のホームページの統計コーナーでは、犯罪情勢、刑法犯認知件数、検挙状況の統計資料、少年の補導及び保護の概況、少年非行等の概要などを年度ごとに閲覧することができます。インターネットを利用できない場合は、警察白書を入手することで、同様の資料を閲覧することができます。警察白書は書店で注文・購入することも可能です。



警察庁 統計 <http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

警察白書 <http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>

犯罪白書 http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html

関連

インターネットを使った情報の収集

過去に起きた犯罪の事例や発生件数等は、インターネットを使うことで手軽に調べることができます。警察庁や法務省のホームページでは、犯罪の発生状況や傾向をまとめた資料を毎年発表しており、その年の国内の犯罪状況や子どもを取り巻く環境の把握に役立ちます。

関連

防犯を目的とした様々なマップ

防犯を目的としたマップには様々な種類があります。それらを有効に活用するためには、それぞれのマップの特徴を理解することが必要です。例えば、警察のホームページでは、声かけ事案発生マップ、犯罪発生マップ等を公開しています。これらは事案や犯罪の発生状況の分布や件数を地図上で確認できるため、自身の地域の犯罪状況を知るために有効です。

一方、地域安全マップや子ども 110 番の家マップなど、地域で作成するマップは、その取り組みを通して子どもの防犯力の向上や地域の環境の把握をすることが目的です。実際に地域でマップを作成することによって効果が得られるマップといえます。

参考ホームページ

警視庁 事件事故発生状況マップ

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/toukei/annai/map_annai.htm

北海道警察 事件・事故速報

<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/dekigoto/deki.html>

埼玉県警察 犯罪情報官 News

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/jyouhoukan/index.htm>

千葉県警察 犯罪統計

http://www.police.pref.chiba.jp/trouble/crime_statistics/

兵庫県警察 街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況

<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/gaitou/statis/index.htm>

③ 防犯教育の把握

規準 46a 地域の関係機関と連携し、自主防犯組織の結成および自主防犯活動の活性化を支援することができる。

ねらい： □□ 46a ④ 近隣の校区での防犯教育の取り組み、実践例の情報を把握している。

子どもたちを犯罪被害から守るためには、大人が子どもを見守るだけでは不十分です。子ども自身が防犯について学び、いざというときのための危険回避能力を身につけることが必要です。また、近隣校区の子どもたちがどのような防犯教育を受けているのかを知り、子どもたち自身が危険回避能力を身につけるために、何ができるかを考えて行動することが必要です。

① 小学校との情報交換の場を

子どもたちに指導するためには、まず、最寄りの小学校において、子どもたちがどんな防犯教育を受けているのか、学校の先生から情報を得ておく必要があります。学校からの指導内容と、防犯リーダーの指導に差異があると、子どもたちが戸惑う原因となります。

そのために、防犯リーダーと学校の先生たちが情報交換できる場を定期的に設けます。学校からの情報を得るだけでなく、地域防犯の状況や、校外での子どもたちの様子なども学校に伝え、学校と自主防犯ボランティアで連携して活動を推進します。

さらに近隣の校区の防犯教育の内容を把握することが望ましいといえます。例えば、隣の校区では、学校と自主防犯ボランティアたちがどのように連携をしているか、子どもたちに対してどのような防犯教育を実施しているかを知り、参考にします。隣の校区とは地域特性が似ている場合が多いため、よい活動は自身の地域に取り入れていくことが大切です。また、子どもたちが隣の校区に出かけた時にも、隣の校区の防犯ボランティアが同じように指導をしてくれれば、より広い範囲において子どもの安全を確保できるようになります。

② 防犯教室に参加してみましょう

小学校では、防犯教室（セーフティー教室など）が実施されており、例えば「寸劇」を通して、子どもたちに対する不審な声かけへの対応の指導や、インターネットや携帯電話の安全な利用について指導しています。この防犯教室に参加することで、子どもたちが実際にどんなことを学んでいるのかを把握できます。また、防犯教育を受けることで、子どもたちがどんな反応を示すかもわかり、日常で指導にあたる際の参考となります。



神奈川県での防犯教育の取り組み事例

● 防犯教育充実のために（神奈川県）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hokentaiiku/sidou3/bohan1.html>

小中高の学年別の指導目標や日常における指導内容、総合的な学習の時間を使った防犯教育の例がまとめられています。

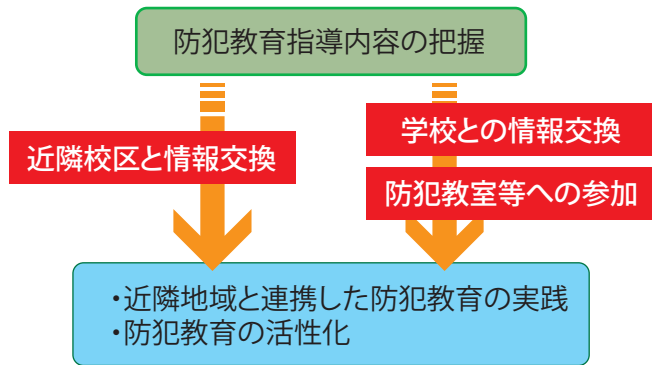
● 防犯チェックシート（神奈川県）

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/sidou1/bouhan/cheksheet.html>

発達の段階に合わせ小学校1, 2, 3年生用, 4, 5, 6年生用, 中学生用に合わせて作られたチェックシートです。防犯における心構えや危機場面での対応方法について自己診断を行い、家庭で確認を行うよう構成されています。

子どもに対する防犯教育の実情を知るだけでなく、保護者向け、教職員向けの研修会にも積極的に参加します。保護者が家庭でどのような防犯教育を行うべきか知っておくことも、校外における防犯指導の参考になります。

防犯教育の把握と実践の流れの例



事例：東京都での指導内容／東京都教育委員会が推進する「安全教育プログラム」

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/22anzenkyoikupro.pdf>

東京都教育委員会は、学校における安全教育を推進するための資料として「安全教育プログラム」を作成しました。これは子ども自身が犯罪や事故、災害などの危険を予測し回避する能力や、他者を守る能力や資質を身に付けることを目的としており、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域から構成されています。学校や家庭生活等、日常で起こる事件や事故から身を守ることは「生活安全」の領域に該当し、誘拐や傷害、インターネットなどによる犯罪被害の防止もその内容に含まれています。

「生活安全」の領域における安全教育の内容の事例

①低学年に対する安全教育 具体的事例

- ・防犯ブザーの点検「防犯ブザーの電池が切れていたり、弱くなったりしていませんか。」
- ・「いかのおすし」の確認（ついて**い**かない、車に**の**らない、**お**おごえを出す、**す**ぐ逃げる、**し**らせる）
- ・エレベーターに乗るときの「はさみ」の約束（**は**いる前は周りをよく見る、**さ**っと乗ってボタンの前、**み**んなで乗ろう、エレベーター）
- ・地域の人にあいさつをして、顔と名前を知らせる。

②中学年に対する安全教育 具体的事例

- ・通学路の危険箇所の確認
- ・性被害に遭わないために、体の大切な部分を知ろう。
- ・携帯電話を使うときの約束（個人情報聞き出そうとする電話がかかってきても、個人情報は教えてはいけない。チェーンメールは送信してはいけない、など。）
- ・インターネットやメールのマナー

③高学年に対する安全教育 具体的事例

- ・薄暮や夜間の安全
- ・地域の防犯活動
- ・自分たちを見守り、安全を守ってくれている地域の人たちが大勢いることに感謝し、自分たちも地域に貢献するよう促す。（あいさつ運動、地域清掃など）
- ・地域安全マップづくり
- ・「犯罪の起こりやすい場所のキーワード「入りやすく」「見えにくい」を覚えているか確かめる。

④不審者情報・声かけ事案

規準 47a 地域の防犯活動について、その内容を広めるための方法を理解し、実施することができる。

ねらい：□□ 47a① 声かけ事案についての事例を挙げることができ、地域に生かすことができる。

近年、よく耳にするようになった「不審者情報」と「声かけ事案」。子どもたちの犯罪被害を未然に防ぐためには、これらの定義や具体的事例を把握しておく必要があります。

①不審者とは

最近、「不審者」という言葉が一般化しており、小学生でも「不審者」という言葉を使っているのを耳にします。

しかし、小学生に「不審者って、どんな人？」と聞いてみると、「黒い帽子をかぶって、黒いサングラスをしている人。」と答える子どもが多くいます。このように、子どもたちが外見だけで「不審者」と判断し、すべての大人に不信感を抱いてしまうことにならないよう、「不審者」という言葉の扱いには、十分な注意が必要です。

例えば、子どもたちに「不審者に注意しましょう」などと言ってしまうと、子どもたちは「不審者」を意識するあまり、地域の善意ある方の声かけを「不審者扱い」してしまったり、大人に誉めてもらいたくて虚言を報告してしまったりすることが起きかねません。

では、「不審者」とは、どういった人物を指すのでしょうか。目で見て「様子がおかしい」「へんだ」と感じるものが「不審」の第一歩です。普段は車が止まらない場所に長時間車が止まっている、普通なら学校や会社に行っている年代の人物が学校のほうをじっと見ている、その場所にふさわしくない服装をしている、このような例は、やはり、「おかしい」「不審」と言えます。これらのことから、不審者とは、「その場所に合わない、その時間にふさわしくない人物」を指します。このことを、子どもたちにしっかり理解とさせる必要があります。

関連

警察から配信されるメールの具体例

・声かけ事案の発生について

[警察署]〇〇警察署 [日付]2010/11/30 [時刻]15:10 [場所]〇〇市××付近

[本文]下校途中の女子児童が、見知らぬ男から「おやつあげるからおいで」と声をかけられる事案が発生しました。知らない人には絶対について行かないようにしましょう。 [犯人像]年齢 25～35 歳位、身長 170 センチ位、体格中肉、眼鏡、赤と青の横縞上衣、青色野球帽の男

・不審者の出没について

[警察署]〇〇警察署 [日付]2010/12/01 [時刻]8:00 [場所]〇〇市××付近

[本文]登校途中の女子児童が、「ちょっと来い」等と呼び止められて服を引っ張られる事案が発生しました。身の危険を感じたら防犯ブザーを鳴らす、なければ大声を出して助けを求めましょう。 [犯人像]年齢 30 歳代位、身長 180 センチ位、黒色系コート、ブーツの男

・ちかん事案の発生について

[警察署]〇〇警察署 [日付]2010/11/30 [時刻]15:15 [場所]〇〇市××付近

[本文]帰宅途中の女子児童が、自転車に乗ってすれ違った男に、後方から抱きつかれる事案が発生しました。通学路や遊び場に対する見守り活動の強化をお願いします。 [犯人像]年齢 20～30 歳位、体格中肉、黒色パーカー、自転車に乗った男

②警察が発信する「不審者情報」とは

各警察署が「不審者情報」として取り扱う事案の定義は、例として以下のようなものがあります。

- ・声かけ・不審車両・つきまとい・痴漢・露出行為などの情報のうち、地域で注意や警戒を図っていただきたい事案。
- ・その行為自体は犯罪行為には至らないものの、過去の事例から誘拐や性犯罪等に発展するおそれのある、犯罪の前兆的事案。
- ・地域の方や学校関係者等から警察に届け出のあった『子ども（小学生以下）に不安を与える事案』

自分たちの地域で配信されている「不審者情報」はどのように定義されているか、最寄りの警察署に確認し、地域住民や子どもたちに啓発を行います。

なお、警察に寄せられた情報の中には、「単に道を聞くつもりで声をかけたのに子どもが怖がって逃げた」など、声をかけたほうに悪意がない場合があることも認識しておく必要があります。

③犯罪未満でも要注意「声かけ事案」

不審者情報の中には「声かけ事案」というものもあります。不審者情報には、犯罪に至る事案（露出狂・痴漢・銃刀法違反など）も含まれることが多くありますが、声かけ事案は主に犯罪に至らない行為です。声かけ事案の定義は、各警察によって様々ですが、『18歳以下の男女に対して、犯罪行為の前兆段階の「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為』と定義付けている警察が多いようです。但し、地域によっては、「不審者情報」と「声かけ事案」を同義で扱っている場合もあります。

④「不審者情報」「声かけ事案」の具体的事例の把握

(1) 警察のホームページを活用して「不審者情報」「声かけ事案」の具体的事例を知る方法

在住都道府県の警察本部のホームページでは、「不審者情報」「声かけ事案」の具体的事例を閲覧することができます。都道府県全体だけでなく、市区町村の状況を把握できる資料もあります。

(2) 安全・安心メールを受信する方法

都道府県の警察本部や地方自治体では不審者情報や声かけ事案を「安全・安心メール」（地域により名称は異なる）として配信しています。メールを配信している警察や自治体のホームページをチェックすると、受信のための登録方法などが書かれています。ホームページ上で過去の配信履歴や最新情報を閲覧することができるサイトもあります。警察や自治体に直接問い合わせをすることも可能です。

不審者情報と声かけ事案の具体例の把握

以下にあげた警察本部のホームページでは、不審者情報が詳細に掲載されています。在住する都道府県の警察のホームページをチェックすると、同じような情報が掲載されているかもしれません。

警視庁 警視庁管内不審者情報

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/fushin/index.htm>

福岡県警察 ふっけい安心メールバックナンバー

http://www.anzen-fukuoka.jp/an2net/fmail_list.php

広島県警 子どもへの声かけ事案に関する情報

<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/O41/info/infokids.html>

安全・安心メールの例

埼玉県警察 メールマガジン 犯罪情報官 NEWS

神奈川県警察 ピーガルくん 子ども安全メール

静岡県浜松市 浜松市防災ホットメール

大阪府警察 安まちメール

(3) 教育委員会のホームページを活用して「不審者情報」「声かけ事案」の具体的事例を知る方法

都道府県の教育委員会、また市区町村の教育委員会ホームページでは「不審者情報」「声かけ事案」を掲載している場合があるため、在住する地域の教育委員会のホームページの確認を行い

教育委員会での情報配信の例

茨城県教育委員会 不審者情報掲示板 <http://fushinsha.ibk.ed.jp/>

奈良県教育委員会 不審者情報 <http://www.pref.nara.jp/gakko/hushinsha-joho.htm>

ます。

(4) 学校からの情報提供

「不審者情報」「声かけ事案」は学校が把握している場合もあります。「不審者情報」や「声かけ事案」が発生した場合は、メール・回覧板・電話連絡網・FAXなどで情報を流してもらえよう、事前に話し合い、情報共有の方法を決めておきます。

⑤ 「不審者情報」「声かけ事案」の活用

様々な方法で「不審者情報」や「声かけ事案」のデータを収集したり、リアルタイムにこれらの情報を受信した後、どのように防犯活動に役立てるかを考えます。

例えば、情報を「緊急」「重要」「啓発」等のレベル別に分類し、情報のレベルに応じて、どのように対応をするか、地域で話し合い、共通認識をもっておくことが大切です。

不審者情報、声かけ事案の分類の例

〈緊急〉…児童が被害に遭う可能性が高く、集団登下校などの検討が必要な事案

◆港区立小学校6校に対する脅迫事件発生

平成20年7月15日から16日にかけて、「児童の命をいただく」などと書かれた脅迫状が港区立小学校6校に届きました。港区教育委員会は、区内の全小中学校、幼稚園に対し、子どもの安全確保に努めるように指示を出しています。

渋谷区では区、教育委員会、学校が連携して、区内小中学校、幼稚園、保育園等の安全確保に努めています。また、警察では、児童生徒の登下校時のパトロールを強化し、警戒しています。

地域の多くの目で、子どもを不審者から守りましょう。登下校時などのパトロールや見守り、声かけの強化をお願いします。

〈重要〉…刃物やけん銃などを所持している事案

◆不審者情報（ナイフ所持）

2月15日午後4時頃、上原3丁目付近の学校近くで、下校途中の小学生が友達を待っていたところ、友達の後ろからポケットに手を入れた若い女性が近づいてきた。ポケットから果物ナイフをちらつかせたため、「危ない。」と叫ぶと、女は「チッ」と舌打ちして逃げた。児童は帰宅し、家族から110番通報。不審者は、茶色の革ジャンパー、茶色のスカート、黒のスパッツ、茶色の大きなサングラスをしていた。警察では、付近のパトロールを強化しています。

◆傷害事件発生

平成20年11月12日（水）、午後10時ごろ、初台1丁目で傷害事件が発生しました。

帰宅途中の女性が、マンションの1階エントランスで、見知らぬ男性に突然切りつけられたものです。犯人は、30歳から40歳くらい、黒っぽいスーツを着たサラリーマン風の男。

事件発生後、現場から逃走。警察が捜査しています。不審者を見たら、会ったら、すぐ110番

〈啓発〉…最近の犯罪発生状況と注意点など

◆不審者（声かけ）情報

平成20年10月8日（水）、午前7時30分ごろ、東3丁目渋谷橋付近の路上で、不審者に遭遇し、しつこく声をかけられました。

犯人（男）の特徴については、自称20歳、身長165センチくらい、やせ型、茶髪で肩までの長髪、迷彩服の上着を着用していました。

その後、犯人は高校方面に逃走しました。

- ・登下校の時刻と、通学経路を守る。
- ・登下校は友達と一緒に。一人歩きはしない。
- ・できるだけ人通りの多い明るい道を歩く。
- ・知らない人に声をかけられても応じない。
- ・大声を出す。
- ・防犯ブザーで近くの大人に知らせる。
- ・「こども110番の家」に逃げ込む。

不審者を見たらすぐに110番をお願いします。地域の多くの目で、子どもを不審者から守りましょう。